

刈谷市歴史博物館基本運営方針の見直しについて

刈谷市歴史博物館

1 概要

博物館法改正に伴い、登録博物館の要件として「基本的運営方針」の策定及び公表が求められることとなった。当館の運営方針は開館前に策定されたものがあるが、内容は基本計画を踏襲したものである。開館5年を経過することから見直しを行う。

2 目的

開館5年に合わせて、当館の運営の現状や課題に対応した内容へと更新する。その上で改正博物館法に込められた理念を盛り込み、館の将来を見据えた方針とする。

3 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討	←→		→←				←→		→←				
	現方針の課題の洗い出し			方向性の検討			活動目標の策定・ 上位計画への位置づけ			方針（案）の作成			
						個別事業の位置づけ							
外部	●										●		
	協議会での説明・ 意見聴取												協議会での報告 →公表

参考：博物館法施行規則

（博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第十九条

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。